

## 評価書（第1次審査）

者
---

- ◆参加資格要件（「○」は参加資格有、「×」は参加資格無）  
 ※1つでも参加資格を有しない項目があった場合、第二次審査へ進めない

	東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格取得者）を有している。
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていない。
	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を5年以上行っている。
	経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てを受けたとき、手形または小切手不渡りになったとき等）にない。
	参加事業者又はその役員等が以下の項目に該当していない。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	提案金額が契約上限額の範囲内である。
	「参加申込書」の提出時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける、業種「建築設計」の共同格付が200位以内である。

## ◆審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準及び配点	得点
項目1 「提案金額」	契約上限額との差が、どの程度下回っているか。  ① 20%以上・・・10点 ② 15%以上・・・8点 ③ 10%以上・・・6点 ④ 5%以上・・・4点 ⑤ 5%未満・・・2点 ⑥ 金額に妥当性なし0点	点 (5点満点)

<p>項目2 「財務状況」</p>	<p>自己資本比率（自己資本÷総資産×100）</p> <p>① 50%以上・・・10点 ② 40%以上・・・8点 ③ 30%以上・・・6点 ④ 20%以上・・・4点 ⑤ 20%未満・・・2点</p>	<p>点 (5点満点)</p>
<p>項目3 「事務所の体制」</p>	<p>参加事業者に属する技術職員の人数</p> <p>① 400人以上・・・5点 ② 300人以上・・・4点 ③ 200人以上・・・3点 ④ 100人以上・・・2点 ⑤ 50人以下・・・1点</p>	<p>点 (5点満点)</p>
<p>項目4 「資格者数」</p>	<p>参加事業者に属する有資格者の人数（実数）</p> <p>① 250人以上・・・5点 ② 200人以上・・・4点 ③ 150人以上・・・3点 ④ 100人以上・・・2点 ⑤ 50人以下・・・1点</p> <p>※資格の種類は「技術士」「一級建築士」「構造設計一級建築士」「設備設計一級建築士」「一級建築施工管理技士」「建築設備士」「建築積算士」とする。</p>	<p>点 (5点満点)</p>
<p>項目5 「業務実績」</p>	<p>直近5年以内（令和3年度から令和7年度）に関連する業務実績があり、学校施設の建替えに必要な知識や経験を有しているか。 ※実績として最大3案件を記入でき、1案件につき、以下の項目毎に加点を行う。 （1案件最大10点）</p> <p>① 施設用途が中学校、小中一貫校、義務教育学校である。・・・2点 ※小学校・・・1点 ② 延べ床面積が10,000㎡以上である。 ・・・2点 ※8,000～10,000㎡未満・・・1点 ③ 業務内容に基本構想・基本計画、基本設計、実施設計の3種類を含んでいる。 ・・・3点 ※2種類・・・2点、1種類・・・1点</p>	<p>点 (30点満点)</p>

	<p>④ ③の業務内容に基づき、提出日時点で工事に着手（工事受注者が確定している場合も含む。）又は完了している。・・・1点</p> <p>⑤ 学校施設以外との複合施設又は機能連携等（隣接・近接する公園・広場・公共施設等との機能連携、付帯施設の共同利用等を含む。）がある計画である。・・・2点</p>	
評価点	50点 満点	点

※評価点と同点の者が複数いる場合、重要項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。  
重要項目順位：項目5「業務実績」>項目1「提案金額」